

空き缶等のポイ捨て 飼い犬のふんの放置 は

大変迷惑です！

問合せ 環境保全課環境係・環境衛生係

(内線2841〜2843)

各総合支所環境経済課(菖蒲・内線250)

栗橋・内線241/鷺宮・内線225)

空き缶等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置は、街の景観を著しく悪化させ、また、衛生上も好ましくありません。自宅の前にごみが捨てられていたら、ふんが放置されていたら、あなたはご迷惑ですか。市では条例を定め、これらの行為を禁止しています。

「空き缶等」とは

投棄されることによってごみの散乱の原因になるもの

(例) 空き缶、空き瓶、飲食物等を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、廃プラスチック類など



空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例

定められた責務

屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰る、または回収容器に収納することなど、自らの責任において適正に処分するよう努めなければなりません。

市民等

事業活動に当たっては、空き缶等のポイ捨ての防止に努めなければなりません。

事業者

飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を持ち歩き、犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り適正に処理しなければなりません。

飼い主

防止重点区域の指定について

市長は、特に必要と認める区域を「空き缶等ポイ捨て防止重点区域」「飼い犬のふんの放置防止重点区域」に指定することができます。(区域図1)。

防止重点区域内では、市の職員が違反を確認すると、片付けるよう「指導」を行うことができます。従わない場合、違反者には直ちに2万円以下の

「過料」が科せられます。

区域外であっても、市職員は「警告」「命令」を行うことができます。従わない場合は2万円以下の「過料」が科せられます。

対象となる人

- ・ポイ捨て 市民および市内を通過する人
- ・ふんの放置 犬の飼い主

条例に盛り込んだ責務および禁止事項は、基本的なマナーです。日ごろから周囲への気遣いを心掛け、より快適な街にしましょう。

●区域図 (■部分が指定区域)

空き缶等ポイ捨て防止重点区域

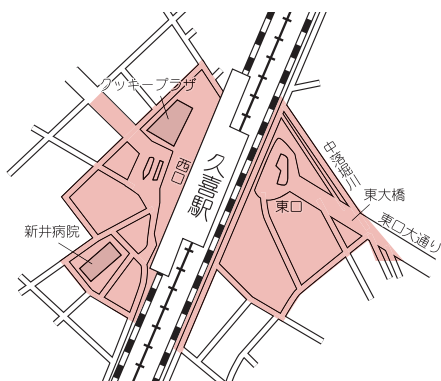


図1